

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストー DMS償還時目標設定型ファンド2103(ゴールドマン・サックス社債 投資型)

～愛称: Up & Out～

米ドル建て受益証券 / 豪ドル建て受益証券

アイルランド籍契約型公募外国株式投資信託(単位型)

ファンドは特化型運用を行います。

投資信託説明書(交付目論見書)

2021年2月22日

<管理会社> DMSインベストメント・マネジメント・サービシーズ(ヨーロッパ)リミテッド

(注) 2021年2月26日付で、「DMSインベストメント・マネジメント・サービシーズ(ヨーロッパ)リミテッド」から「ウェイトストーン・マネジメント・カンパニー(IE)リミテッド」に名称が変更される予定です。

- －ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト(以下「トラスト」といいます。)(のサブ・ファンドであるDMS償還時目標設定型ファンド2103(ゴールドマン・サックス社債投資型)(以下「ファンド」といいます。)(の資産の運用管理、受益証券の発行・買戻し業務を行います。
 - －アイルランドにおいて2012年8月7日に設立されました。
 - －資本金の額は、2020年9月末日現在、4,490,000ユーロ(約5億7,001万円)です。
- (注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.95円)によります。
- －2020年12月31日現在、計188本のサブ・ファンドで構成される規制された集団スキームのファンドの管理・運用を行っており、純資産の合計は、18,223,514,135ユーロです。

<受託会社> ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

ファンドの受託業務を行います。

<管理事務代行会社> ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

ファンドの資産の管理事務業務を行います。

<投資運用会社> DMSマーケット・アクセス・リミテッド

(注) 2021年2月26日付で、「DMSマーケット・アクセス・リミテッド」から「ウェイトストーン・アセット・マネジメント(IE)リミテッド」に名称が変更される予定です。

ファンドの資産の投資運用業務を行います。

<代行協会員> ゴールドマン・サックス証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

<販売会社> 株式会社SMBC信託銀行

日本における受益証券の販売・買戻業務を行います。

ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されていますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)(第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの米ドル建て受益証券および豪ドル建て受益証券(以下、総称して「受益証券」といいます。)(の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月5日に財務省関東財務局長に提出しており、2021年2月21日にその届出の効力が生じております。
- 受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券および他の商品の値動きのほか、米ドル建て受益証券が米ドル、および豪ドル建て受益証券が豪ドルによって表示されるものであるため、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は銀行預金ではなく、預金保険の対象外です。また、銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払の対象外です。投資信託は値動きがあり、元本の保証はなく、値下りのリスクがあります。
- 受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、受益証券の純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの満期日における各クラスの受益証券1口当たり純資産価格について、発行価格の102.2%を確保することを目指しつつ、キャピタル・ゲインを追求することです。

ファンドの特色

1 ファンドは、投資先債券を通じて、設定日から約10年後の満期日^{*1}に米ドル／豪ドル建て償還価格について、投資元本の102.2% (以下「満期償還目標水準」といいます。)の確保^{*2}および超過収益の獲得を目指します。

※1 ファンドの信託期間は約10年で、運用開始日(2021年3月30日)から満期日(2031年3月31日または管理会社が決定するその他の日)までです。

※2 満期償還目標水準の確保は保証されているものではありません。市況動向や発行体の財務状況等により達成されない場合があります。また、信託期間中にファンドを換金する場合やファンドが繰上償還となる場合等には、換金価格や償還価格が投資元本を下回る可能性があります。

2 満期償還目標水準の確保を目指す運用を「安定運用部分」と呼び、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(以下「GSG」といいます。)が発行する米ドル／豪ドル建て債券(以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。)へ高位に投資します。

3 超過収益の獲得を目指す運用を「積極運用部分」と呼び、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル(GSGの子会社)(以下「GSFCI」といいます。)が発行する米ドル／豪ドル建てパフォーマンス連動証券へ高位に投資します。

積極運用部分では、ゴールドマン・サックス・グループに属するオルタナティブ運用専門チーム(オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション。以下「AIMS」といいます。)が厳選する個別戦略から構成される参照戦略のパフォーマンスに基づき、超過収益が決定されます。

4 各通貨建て受益証券につき、運用開始日から3年が経過した日の翌営業日以降、ファンドの償還価格が投資元本の120%(早期償還目標水準)以上となることが期待される場合、ファンドは早期償還されます^{*3}。

※3 信託期間終了日までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合があります。また、資金動向、市況動向等により、上記の運用ができない場合があります。

※ファンドは、ルミニスII・リミテッド(以下「発行体」といいます。)が発行する債券への投資を通じて運用されます。発行体はケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

※安定運用部分と積極運用部分の当初比率は、ファンド設定日の各受益証券クラスの基準通貨の金利等により決定されます。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ファンドは、投資先債券への投資を通じて、GSGが発行する債券およびGSFCIが発行するパフォーマンス連動証券へ集中投資するため、これらに経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ファンドは米ドル／豪ドル建てで設定され、円から投資する場合には各通貨との為替変動リスクが発生します。また満期償還目標水準確保は各通貨建て償還価格での確保を目指すものであり、償還時において円建ての確保を目指すものではありません。

※早期償還目標水準は、早期償還を目指す水準であり、ファンドの純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではなく、また、ファンドの純資産価格が早期償還目標水準に達しても必ずしも早期償還が行われることを示唆または保証するものでもありません。また、早期償還を行う際の費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、早期償還目標水準を下回る場合があります。

ファンドは、受託会社および管理会社(以下それぞれ「使用権者」といいます。)またはその関連会社により運用されており、それらの者の商品です。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」といいます。)の日本およびその他の国において登録された商標です。使用許諾者の商標は、使用許諾者の使用許諾により使用されています。

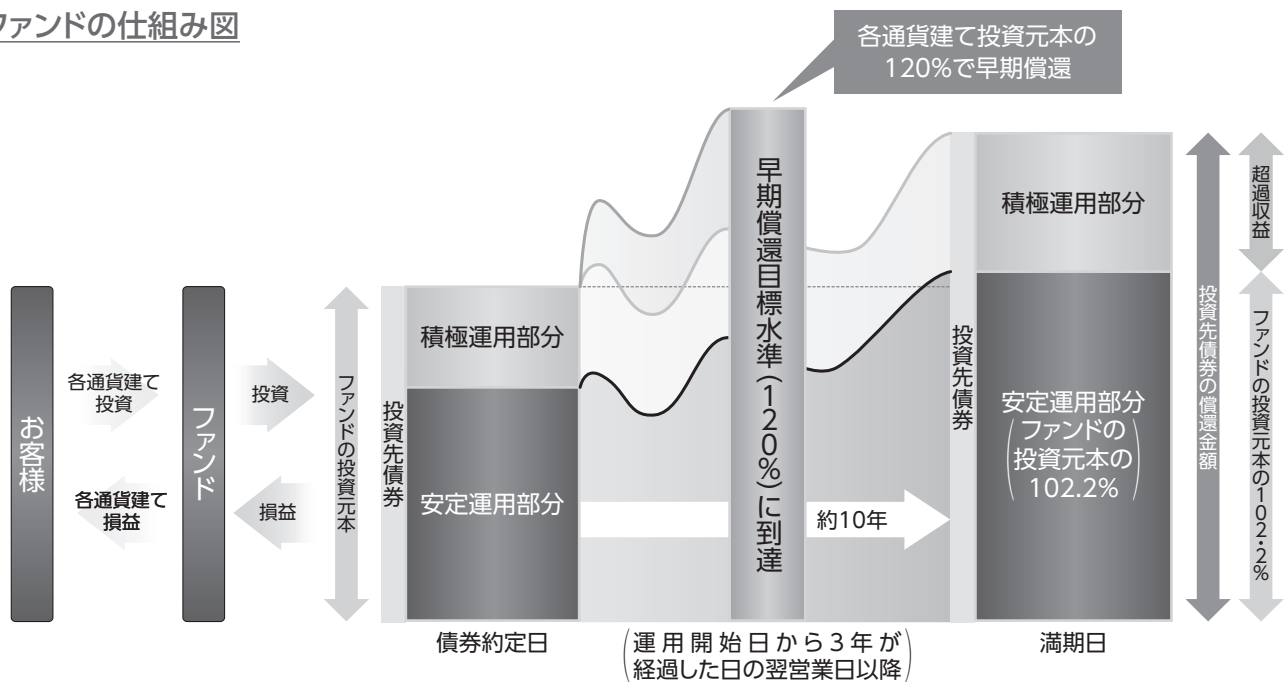
使用許諾者およびその関連会社(以下「GS」といいます。)は、使用権者またはその関係もしくは関連する会社もしくはファンドを含みますがこれに限られない金融商品もしくは投資信託と、(代行協会員として委託された事務を除き)何らの関係、関与または関連がありません。GSは、ファンドの設立または販売に責任を負わず、また参加していません。GSおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくはファンドへの投資またはファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。使用許諾者と使用権者の関係は、ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

GSは、ファンドの価格または金額、ファンドの発行または販売の時期、ファンドを現金化し、引き渡しまたは償還する(場合によります。)ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。使用許諾者は、ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。使用許諾者は投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っておりません。GSは、ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することはなく、ファンドまたは他の金融商品および使用権者もしくはその関連会社のファンドに投資することを推奨することはありません。

管理会社は、各クラス受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、ルミニスII・リミテッドにより発行される米ドル建て債券(米ドルクラス受益証券の場合)および豪ドル建て債券(豪ドルクラス受益証券の場合)(以下、これらの債券を「投資先債券」と総称します。)へ投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

ファンドの各クラス受益証券に関する満期償還目標水準を達成するために必要な最低金額がファンドの安定運用部分に配分され、残余部分がファンドの積極運用部分に配分されることを目的として、ファンドに関する積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、市場環境等により、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「GSI」といいます。)により、ファンドの設定日の後、短期間で確定します。

ファンドの仕組み図



※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

安定運用部分について

- 安定運用部分は、主にGSGが発行する米ドル／豪ドル建て債券への投資を用いて組成されます。
- 安定運用部分を通じて、満期日に米ドル／豪ドル建て償還価格について、それぞれの通貨建て投資元本の102.2%の確保を目指します。

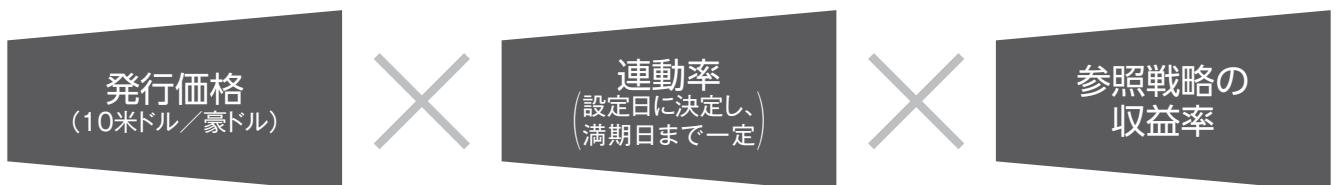
積極運用部分について

- 積極運用部分は、GSFCIが発行する米ドル／豪ドル建てパフォーマンス連動証券を通じて、参照戦略のパフォーマンスに基づき、超過収益の獲得を目指します。
- 超過収益は、基本的に運用開始基準日(2021年3月31日)から判定基準日(2031年3月18日)までの参照戦略の収益率に連動する水準で決定します。収益率がゼロまたはマイナスの場合、超過収益はゼロになります。

※上記の各基準日は原則であり、変更される場合があります。

参照戦略の収益率とファンドの超過収益および償還価格について(イメージ)

- ファンドの超過収益の計算方法(1口当たり)



※上記の超過収益の計算は満期時において適用されるものであり、運用期間中はこの限りではありません。

※連動率とは、満期時におけるファンドの償還価格が参照戦略にどの程度連動するかを示した値です。原則100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る、あるいは上回る場合があります。

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

※ファンドは投資先債券への投資を通じて、GSGが発行する債券またはGSFCIが発行するパフォーマンス連動証券へ集中投資し、これらに経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

積極運用部分の参照戦略について

積極運用部分の参照戦略では、世界中のさまざまなヘッジファンド戦略の中から、ゴールドマン・サックス・グループのAIMSが厳選した個別戦略を採用し、さまざまな市場環境において、安定的な超過収益の獲得を目指します。(参照戦略の構築にあたり、必要経費等が控除されます)

AIMSについて

AIMSは、ゴールドマン・サックス・グループに属するオルタナティブ運用専門のチームで、約25兆円超におよぶ顧客資産残高、ならびに全世界11拠点にわたるグローバルなプラットフォームを擁しています。その豊富な運用実績や、グローバル・ネットワークを生かした知見や洞察を最大限に活用しながら、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、不動産等のオルタナティブ投資戦略において、ポートフォリオ構築やリスク管理等、幅広いソリューションを提供しています。

ヘッジファンド戦略に関しては50年以上におよぶ運用実績、100人超の投資プロフェッショナルを有し、厳格な投資プロセスのもと、広範な視点から戦略および運用会社の選定、またリスク管理を行います。

ヘッジファンド戦略の投資プロセス



戦略および運用会社の選別

- 組織やリスク管理などの伝統的な要素のみならず、企業文化などの非伝統的な要素やオペレーション面を含む、幅広い観点から戦略・運用会社を選定
- ガバナンス、投資プロセス、インフラ、イノベーションの4つの軸を中心とした評価体系

世界中の1万超のヘッジファンド戦略



ポートフォリオの構築

- 運用会社ならびに個別戦略間で分散効果を高めながら、最も有能なヘッジファンド戦略への最適な投資配分を実行することを目指す
- リスクの軽減や市場機会の獲得を目的として、戦略的に投資配分を調整



リスク管理およびモニタリング

- 既存戦略や運用会社に対して、継続モニタリングの実施
- 市場混乱時やリスク要因が確認された際、選別プロセスをより高頻度で実行
- 運用会社および戦略については年間10～15%の入れ替え

AIMSにより厳選された約150戦略

※上記プロセスは一例であり、これらに限定されるものではありません。

参照戦略に組み入れる戦略を選定

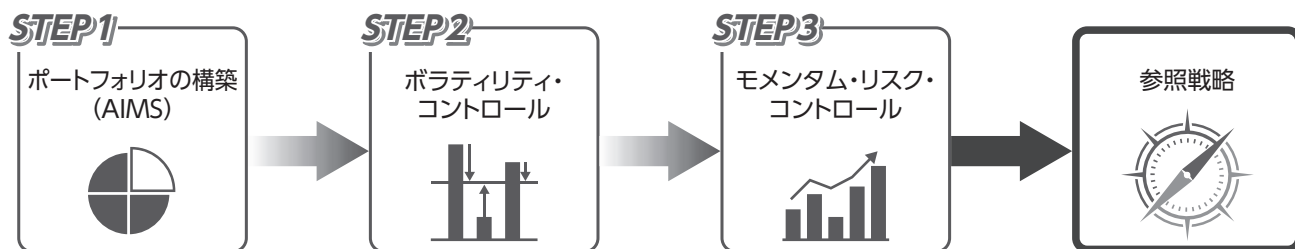
- 株式や債券等の伝統的資産と相関が低い戦略を中心に選定。

ファンド名称	MA AMC Ltd.	MA Crabel Ltd.	MA GCI Ltd.	MA Niederhoffer Smart Alpha Ltd.	MA WCM FP Ltd.
運用戦略	AHLマクロ・プログラム	ジェミニ	システムティック・マクロ戦略	スマート・アルファ・プログラム 2x	ウィントン・ディバーシファイド・マクロ戦略
運用会社名	AHL パートナース	Crabel キャピタル・マネジメント	GCI アセット・マネジメント	R.G.Niederhoffer キャピタル・マネジメント	ウィントン・キャピタル・マネジメント
運用会社の設立年	1987年	1987年	2000年	1993年	1997年

※各運用会社の開示資料をもとにSMBC信託銀行が作成しています。各運用会社は、本資料の内容の正確性や完全性、本資料における表明について、いかなる責任も負いません。

※上記参照戦略に含まれる個別戦略の内容は、ファンドの設定日に予定しているものであり、信託期間中においては今後変更となる可能性があります。

参照戦略の構築プロセス



- STEP 1** AIMSが個別の投資戦略を選定し、投資配分の決定を行います。
- STEP 2** ボラティリティ水準は5%以上を目標とし、過去のパフォーマンスから実現ボラティリティを計測の上、日次で現金等の比率を調整し、ボラティリティの安定化を目指します。
- STEP 3** 直近のパフォーマンスを元に、モメンタム・シグナル(相場趨勢)を計測し、日次で現金等の比率を調整し、パフォーマンスの安定化を目指します。

※参照戦略の構築は、戦略スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルにより行われます。

※参照戦略の収益率を計算する際、年率1%の控除率が控除されます。

※上記5%以上という目標水準は、将来のボラティリティ水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、年率5%以上の収益を目標としていることを意味するものではありません。

※各個別戦略は、参照戦略の構成要素であり、当ファンドが直接投資するわけではありません。

運用体制

投資運用会社は、ファンドの資産について一任運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを避けるため、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

主な投資制限

管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%超を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など)(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対し投資します。

管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行いません。

- 取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50%を超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること(ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。)
- 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む(ただし、これらに限られません。)受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- 空売りの結果、ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- 後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- 一の発行者の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行者の当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の10%を超えることとなる場合において

て(当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、当該株式または受益証券を保有すること。

(h)一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行者に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行者に対して生じる純エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。))が純資産価額の10%を超えることとなる場合において(当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、当該デリバティブのポジションを保有すること。(注:当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。)

(i)一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、(i)有価証券(上記(g)に定める株式または受益証券を除きます。)、(ii)金銭債権(上記(h)に定めるデリバティブを除きます。))および(iii)匿名組合出資持分について、その総額(以下「債券等エクスポージャー」といいます。))が純資産価額の10%を超えることとなる場合において(当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、当該(i)有価証券、(ii)金銭債権および(iii)匿名組合出資持分を保有すること。(注:担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。))ただし、ゴールドマン・サックス社債への投資は、債券等エクスポージャーとして算出されません。

(j)一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20%を超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。

(k)デリバティブ取引等の投資指図を行うこと。

前記(g)から(j)までの投資制限に基づく発行者集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行者および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行者および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行者および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。

ファンドは、日本証券業協会が策定したガイドラインにおける「特化型運用ファンド」です。特化型運用ファンドとは、「支配的な銘柄」が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。特定の発行体によって発行された銘柄の時価総額が、ファンドの投資対象銘柄の時価総額に占める割合が10%を超える場合、そのような特定の発行体によって発行された銘柄は「支配的な銘柄」に分類されます。ファンドは、(投資先債券への投資を通じて実質的に)ゴールドマン・サックス社債に集中的に投資するため、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いこととなります。そのため、ファンドは、当該支配的な銘柄の発行体の支払不能または財政状態の悪化により、重大な悪影響を受ける可能性があります。

借入れ方針

ファンドは、純資産価額の10%を超えて、借入れを行いません。

投資リスク

リスク要因

受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、受益証券の純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

以下は、網羅的なものではなく、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は、請求目論見書をご参照ください。

<ファンドに関連するリスク>

投資目的

ファンドの投資目的が、一定期間(特に短期)のうちに達成される保証はありません。

投資者は、受益証券の価格が上昇することもあれば下落する可能性もあることを認識すべきです。特に、ファンドに対する投資は、投資者が投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクに服します。

無保証

ファンドに対する投資は、銀行等により保証されているものではありません。ファンドの受益証券は、銀行の預金ではなく、受益証券に投資された金額は上下に変動する可能性があります。元本の確保は保証されません。

早期買戻し

受益証券の早期買戻しの結果、受益者の受領する金額が発行価格を下回ることがあります。受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの存続期間中に発行価格を下回ることがあり、したがって、ファンドの満期日前に買い戻される受益証券の買戻価格は、発行価格を下回る可能性があります。

為替リスク

受益証券は、米ドル建て／豪ドル建てです。そのため、投資者の金融活動が主に米ドル／豪ドル以外の通貨(日本円等)でなされている場合、為替リスクが生じます。

繰上償還リスク

ファンドは、特定の状況において、13ページ「繰上償還」の項に記載されるとおり、予定の償還日より前に償還することがあります。

<投資先債券に関するリスク>

集中投資リスク

管理会社は、ファンドの投資ポートフォリオを特定の投資先資産に集中します。その結果、ファンドの投資ポートフォリオは、かかる特定の投資対象に影響を及ぼす不利な経済状況等から生じる価格変動に対してより強い影響を受けるおそれがあります。

信用リスク

投資先債券の発行体は、投資先債券に基づく同社の債務を補完するための実質的な同社の固有資産を保有していない特別目的会社です。ファンドに対して支払われるべき金額は、契約に基づき投資先債券の発行体に対して支払われる資金および担保資産をもってのみ支払われます。投資先債券は、その担保資産を構成するゴールドマン・サックス社債の発行体であるGSGおよびパフォーマンス連動証券の発行体であるGSFCIの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、または倒産等した場合、価格が著しく下落する可能性があります。

投資対象資産の流動性

流動性が低い有価証券に対してファンドの資産を投資することにより、管理会社がファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されるおそれがあります。当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではありません。

<安定運用部分に関するリスク>

満期償還目標水準での償還の未達成

受益証券の買戻しの資金を調達するために管理会社がファンドの満期日より前に投資先債券を売却する場合、当該売却により受領される金額は満期償還目標水準での償還の達成に必要な金額を下回るおそれがあります。

ファンドの満期日における満期償還目標水準での償還の達成は、投資先債券の発行体の信用リスクに加えてゴールドマン・サックス社債の発行体であるGSGの信用リスクによって影響を受けるおそれがあります。

銘柄集中リスク

ファンドは(投資先債券への投資を通じて実質的に)特定の債券を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が著しく下落する要因となります。

金利変動

債券の価値は、金利変動に応じて上下することがあります。一般的に、金利が上昇すると、債券の価値は下落する傾向にあります。反対に、金利が下落すると、債券の価値は上昇する傾向にあります。債券の価値の変動幅は、債券の満期および発行条件を含む様々な要因に左右されます。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にあります。

<積極運用部分に関するリスク>

参照戦略はアクティブ・マネージド型であること

参照戦略の裏付戦略であるダイナミック・オルタナティブ戦略シリーズA(以下「裏付戦略」といいます。)の構成資産に対する構成資産数量は、適用あるリバランス条件に従い、AIMSによる定期的なリバランスに基づき指定されます。当該バスケット・リバランスが、裏付戦略の運用成績を向上させる保証または確実性はありません。

モメンタム・リスク・コントロール調整機能がその目的を達成しない可能性があること

参照戦略は、裏付戦略に対するモメンタム・リスク・コントロール調整機能を有します。これは、裏付戦略のモメンタム・シグナルに基づき、裏付戦略のエクスポージャーを定期的に増減させることによって達成されます。裏付戦略の過去のパフォーマンスの低下は、裏付戦略に対するエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。裏付戦略の将来のパフォーマンスは、裏付戦略の過去のパフォーマンスと異なる可能性があるため、裏付戦略に対するエクスポージャーおよび参照戦略のパフォーマンスは、過去のパフォーマンスではなく将来のパフォーマンスに基づいて計算された場合には、異なる可能性があります。裏付戦略が過去のパフォーマンスの低下から回復した際、参照戦略の裏付戦略へのエクスポージャーの増加が遅れる可能性があります。

参照戦略への投資はデレバレッジされる可能性があり、その結果、投資からの収益が限定される可能性があること

参照戦略は、モメンタム・シグナルがネガティブの場合、裏付戦略に対するエクスポージャーをデレバレッジする可能性があり、参照戦略に連動する商品の投資家は、裏付戦略の価値の上昇による利益を全面的に享受することができない可能性があります。このことは、投資による利益または損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価額が減少した場合にボラティリティおよび損失のリスクが減少し、当該投資の価額が上昇した場合には潜在的な利益が減少することを意味します。投資家は、裏付戦略の価額の増減により、参照戦略に連動した投資商品に関して、裏付戦略の価額の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

ボラティリティおよび参照戦略のリスク

参照戦略は、裏付戦略に対する想定ボラティリティ・コントロール・エクスポージャーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、あらかじめ決められたボラティリティ目標に対する裏付戦略の過去の実現ボラティリティに基づき、裏付戦略に対する参照戦略のエクスポージャーを定期的に増減させることによって達成されます。裏付戦略の実現ボラティリティの増加は、裏付戦略に対する参照戦略のエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。裏付戦略の将来の実現ボラティリティは、裏付戦略の過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、裏付戦略のウェイトおよび参照戦略のパフォーマンスは、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算された場合には、異なる可能性があります。

ヘッジファンド資産にかかるリスク

参照戦略は、ヘッジファンド資産に対するエクスポージャーを継続的に有することが想定されます。ヘッジファンド資産は、高度な金融手法を用いた複雑な投資取引戦略を含みます。ヘッジファンド資産は、急激かつ予想不可能で重大な価格変動にさらされる可能性があります。従って、かかる投資取引により、短期間に多大な損失および利益が生じる可能性があります。ヘッジファンド資産の一部は新規に設定されており、それらの戦略について過去の運用成績データが存在しないものがあります。この投資は、実績を有する戦略に連動した投資と比べ、より大きなリスクを含む可能性があります。ヘッジファンド資産は、「絶対収益」、または、株式および債券市場の方向性に左右されない収益を生むことの期待から一般的に採用されることがあります。ただし、一般的にかかる資産または商品が、実際に一貫してプラスの収益を生み出す保証はありません。

その他の留意点

● ファンドの償還価格が投資元本の120%(早期償還目標水準)以上となることが期待される場合の早期償還に係る留意事項
ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌営業日以降、ファンドの償還価格が投資元本の120%(早期償還目標水準)以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指します。早期償還目標水準は、早期償還を目指す水準であり、ファンドの純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではなく、また、ファンドの純資産価格が早期償還目標水準に達しても必ずしも早期償還が行われることを示唆または保証するものでもありません。また、早期償還を行う際の費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、早期償還目標水準を下回る場合があります。

● 参照戦略に関する留意事項

参照戦略の裏付戦略であるダイナミック・オルタナティブ戦略シリーズAの構成資産(以下「構成資産」といいます。)に対する構成資産数量(以下「構成資産数量」といいます。)は、適用あるリバランス条件(以下「リバランス条件」といいます。)に従い、AIMS(以下「裏付戦略リバランス代理人」といいます。)による定期的なリバランス(以下「バスケット・リバランス」といいます。)に基づき指定されます。当該バスケット・リバランスが、裏付戦略の運用成績を向上させる保証または確実性はありません。裏付戦略リバランス代理人が、構成資産の構成資産数量に変更を加えないことを選択し、または、リバランス条件を充足する構成資産数量の変更の提案がされない場合、構成資産数量は変更せずに存続します。

バスケット・リバランスが裏付戦略のパフォーマンスを向上させる保証はありません。裏付戦略のスポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはその後継者(以下「裏付戦略スポンサー」といいます。)、裏付戦略の計算代理人(以下「裏付戦略計算代理人」といいます。)、またはこれらの者の関連会社のいずれも、裏付戦略リバランス代理人の選択した構成資産数量または裏付戦略のパフォーマンスについて、責任を負うものではありません。裏付戦略スポンサーまたは裏付戦略計算代理人のいずれも、提案されたバスケット・リバランスが裏付戦略の投資家にとって最善の利益となるか否かについて評価する権限を持つものではなく、それを行うものでもありません。

さらに、リバランス条件は、裏付戦略リバランス代理人が、市場、政治、金融等の要因を考慮して適切と考える迅速性、頻度または程度において裏付戦略の構成資産の構成資産数量をリバランスすることを妨げる可能性があります。その結果、裏付戦略の投資家には、自ら構成資産に投資し、またはより少ない制限のマネーゾド型商品へ投資する投資家よりも多くのまたは少ないリスクが伴う可能性があります。リバランス条件は、裏付戦略の裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、および裏付戦略リバランス代理人の間で、当該裏付戦略の設定日に合意されます。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人または裏付戦略リバランス代理人のいずれも、他の当事者の同意なしに、一切のリバランス条件を変更する権限を有していません。

裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人もしくは裏付戦略リバランス代理人またはこれらの各関連会社のいずれも、裏付戦略について、順調な運用成績、または、マネーゾド型であるか否かを問わず、他の指数または戦略よりも高い運用成績を達成できる旨の明示的または黙示的な表明を行うものではありません。

● ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)は適用されません。

免責条項

AIMS、AIMSが属する会社、それらの関連会社またはそれらのメンバー、マネージャー、パートナー、取締役、役員もしくは従業員(以下、本項目において「対象当事者」といいます。)は、本書の内容の正確性や完全性、本書における表明、またはファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負わないものとします。対象当事者は、本書および／またはファンドに関して投資者や第三者に生じた、いかなる直接的、間接的、結果的、または他の損失や利益の損失を含む損害についての責任からも免責されます。対象当事者は、ファンドの受益証券についてのマーケティング、勧誘または販売について責任を負うことも関することなければ、ファンドの販売に関する法令または規制の遵守について責任を負うこともなく、さらに、マーケティング、販売、売買に関する対象当事者の商品やサービスについて、意見を述べることを許された第三者もおりません。AIMS、AIMSが属する会社および／またはそれらの関連会社が助言を行う他のいかなるファンドの過去のパフォーマンスも、ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。

リスクの管理体制

ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会による監視のもとで、管理会社により管理されます。

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

・ファンドは、2021年3月30日(設定日)に運用を開始するため、該当事項はありません。

(ご注意)

○全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株…S&P新興国総合指数

日本国債…BBG/パークレイズE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

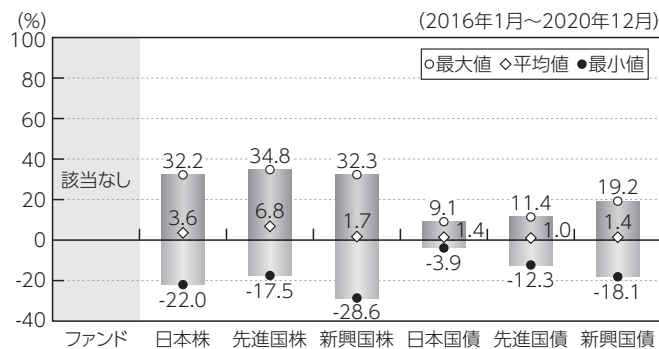
新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値	—	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値	—	3.6	6.8	1.7	1.4	1.0	1.4

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ・2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ・ファンドは、2021年3月30日から運用を開始する予定のため、記載できるデータはありません。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2016年1月～2020年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- ・このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

運用実績

ファンドは、2021年3月30日(設定日)に運用を開始するため、該当事項はありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2021年2月22日(月曜日)から2021年3月26日(金曜日)まで
購入単位	受益証券の申込に係る最低申込金額は、米ドル建て受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位、豪ドル建て受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額とします。 申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社にご照会ください。
営業日	ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、香港、東京およびシドニーの各地において銀行および証券取引所が営業を行っている各日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上でファンドに関して随時決定するその他の日をいいます。
購入価額(発行／申込価格)	受益証券1口当たり10.00米ドル(米ドル建て受益証券) 受益証券1口当たり10.00豪ドル(豪ドル建て受益証券)
購入代金	投資者は、2021年3月26日までに各受益証券クラスの基準通貨で申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社では、通常申込の日に各受益証券クラスの基準通貨で申込金額等の引き落としを行います。
換金(買戻)単位	受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位です。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができます。
買戻日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日
換金価額(買戻価格)	関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格
換金(買戻)代金	買戻代金は、外国証券取引口座約款より定めるところに従い、原則として、買戻日の後5営業日目(すなわち、買戻日に関連する申込日の原則6営業日目)の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日(または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日)〔日本における受渡日〕に、販売会社を通じて、各受益証券クラスの基準通貨で支払われるものとします。したがって、関連する買戻日の後7営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定です。
換金(買戻)の申込締切時間	受益者は、関連する買戻日から1営業日前の日の午後3時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができます。
換金(買戻)制限	管理会社は、買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を発行済受益証券の総口数の10%に制限することができます。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	管理会社は、受託会社に通知することにより、以下のいずれかの期間の全部または一部にわたって、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の発行、買戻し、買戻代金の支払を一時的に停止することができます。 (a) ファンドの投資対象の大部分が値付けされているか、上場されているか、取引されているか、もしくは売買されている取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または当該取引所での売買が制限されているか、もしくは停止されている期間 (b) 政治的事象、軍事的事象、経済的事象、金融的事象、金融市況または管理会社の支配、責任および権限の及ばないその他の状況により、ファンドの投資対象の処分または評価を通常どおりまたはファンドの受益者の利益を害することなく行い、または完了することができないと管理会社が判断する期間 (c) ファンドの投資対象の価値を決定する際に通常用いられている通信手段に障害が発生している期間、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値を速やかにもしくは正確に確認することができないと管理会社が判断する期間 (d) ファンドが買戻代金の支払を行う目的のために資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の換金もしくはこれに関連する資金の移動もしくは支払を通常の価格で行うことができないと管理会社が判断する期間 (e) 不利な市況により、買戻代金の支払がファンドまたはファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼす可能性があるとして管理会社が判断する期間 (f) 金融商品もしくはポジションの大部分に関連する主要な市場もしくは取引所が閉鎖されているか、または当該市場もしくは取引所での取引が制限されているか、もしくは停止されている期間(通常の休日または慣習による週末の閉鎖を除きます。) (g) 受益証券の売却代金または買戻代金の送金に関連するファンドの口座との間で行うことができない期間 (h) 受益証券の買戻しが適用ある法律の違反につながると管理会社取締役が判断する期間 (i) 当該ファンドがその資産の大部分を投資している集団投資スキームの売買が停止されている期間 (j) 一時的な停止を行うことがファンドの受益者の最善の利益に適合すると管理会社が判断した期間 (k) 関連するファンドを償還することが決定された後の期間

満期日	2031年3月31日または管理会社が決定するその他の日をいい、受益証券は、当該日において、強制的に買い戻されます。
信託期間	ファンドは、2021年3月30日に運用を開始し、原則として2031年3月31日に終了します。ただし、後記「繰上償還」に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
繰上償還	管理会社は、以下の状況において、トラストまたはファンドを償還させることができます。 (i) トラストの受益者またはファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して、遅くとも2週間前まで(早くとも6週間前以降)に通知がなされた場合 (ii) 遅くとも2週間前まで(早くとも6週間前以降)に受益証券の保有者に対して通知がなされた場合(随時) (iii) トラストが認可ユニット・トラストでなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を受けて、トラストが認可ユニット・トラストでなくなると管理会社が合理的に考える場合 (iv) トラストまたはファンドを継続することが違法となり、または管理会社の合理的な見解において、それが非現実的もしくは不適切とする法律が可決された場合 (v) 管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から3か月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合 (vi) 受託会社が退任の希望を書面で表明した日付から6か月以内に管理会社が新受託会社を任命できなかった場合 (vii) ファンドの純資産価額が5,000万米ドルを下回った場合
決算日	毎年12月末日
収益分配	原則として分配は行われない予定です。
信託金の限度額	ファンドについては、信託金の限度額はありますが、申込可能な受益証券の価額の最大総額は、米ドル建て受益証券については、10億米ドル、豪ドル建て受益証券については、10億豪ドル相当額です。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間の終了(12月末日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用の経過およびファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて受益者にお渡しします。運用報告書(全体版)は、電磁的方法により、ファンドの代行協会のホームページにおいて掲載されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。
その他	ファンドの受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)手数料	受益証券の取得申込みにあたっては、50万米ドル／豪ドル未満2.20%(税抜2.00%)、50万米ドル／豪ドル以上1.10%(税抜1.00%)の申込手数料が課されます。購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 (注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。 (注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。 (注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円(上限)がかかります。 (注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。
------------	---

換金(買戻し)手数料	該当ありません。
------------	----------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等

ファンドの純資産価額の年率0.69%(上限)(ただし、管理会社報酬の最低報酬額として、年間125,000米ドルがかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理会社報酬	管理会社	ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務	管理会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とする(ただし、年間最低125,000米ドル)の管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	受託会社は、管理会社受領する管理会社報酬の中から、受託会社報酬を受領する権利を有します。
管理事務 代行会社報酬	管理事務 代行会社	ファンドの資産の管理事務代行業務	管理事務代行会社は、管理会社受領する管理会社報酬の中から、管理事務代行会社報酬を受領する権利を有します。
投資運用 会社報酬	投資運用会社	ファンド資産の投資運用業務	投資運用会社は、管理会社受領する管理会社報酬の中から、投資運用会社報酬を受領する権利を有します。
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務	代行協会員は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.01%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
販売会社報酬	販売会社	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	販売会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.53%の販売会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
その他の 費用・手数料	① 設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、管理会社により別の方法が適用されると決定されない限り、最初の3会計年度をかけて償却されます。 ② その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。		

投資先債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用および控除率

控除率	参照戦略の収益率を計算する際、年率1%の控除率が控除されます。
その他	参照戦略は裏付戦略であるダイナミック・オルタナティブ戦略シリーズAをエクセス・リターン・ベースで計算し、ボラティリティ・コントロールおよびモメンタム・リスク・コントロールをかけたものですが、裏付戦略の段階で、各構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当するコスト(複製コスト)および戦略手数料が控除されます。これらの詳細につきましては、請求目論見書をご参照ください。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

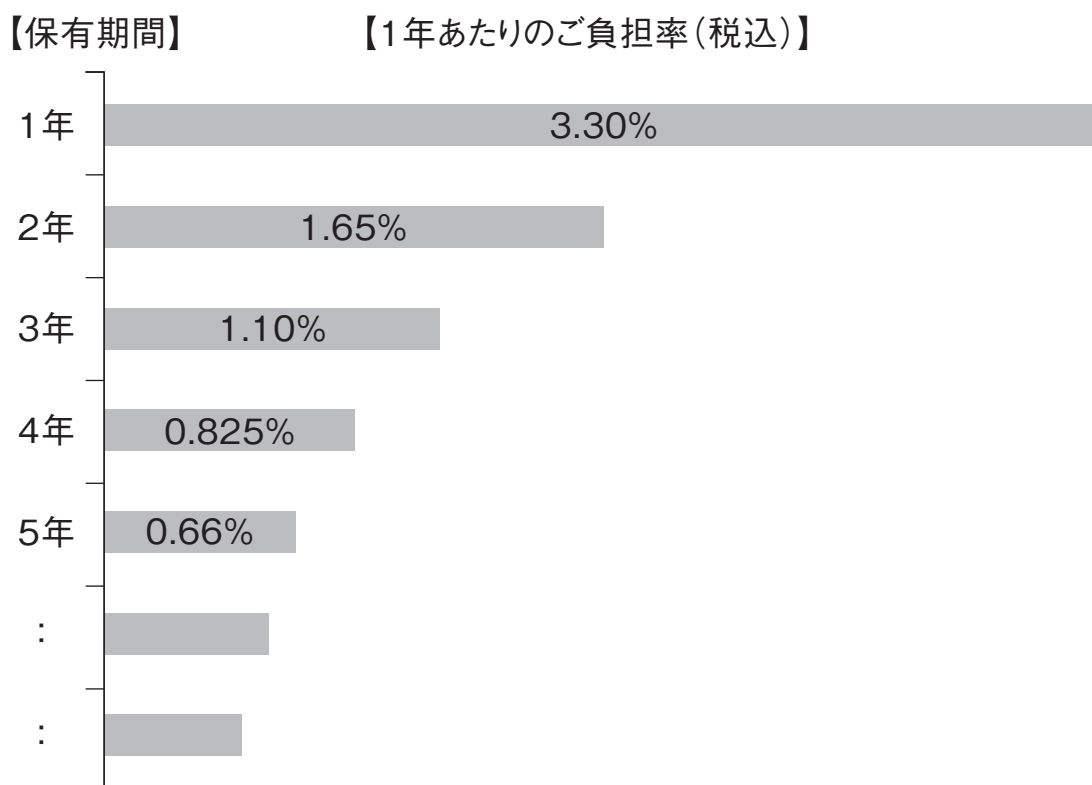
時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	配当課税として課税されます。 分配金額に対して20.315%(源泉徴収)
換金(買戻し)または償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税されます。 譲渡益に対して20.315%

- 譲渡所得とは、換金(買戻し)または償還時の価値から取得費用を控除した差に等しい益をいいます。
- 税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。
- 譲渡損益は取得時の為替相場場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場場で円換算します。
- 上記は、2021年1月末現在のものです。税法が改正された場合には、税率およびその他の取扱いが変更される場合があります。
- 法人の場合は上記と異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 米国の課税
受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明します。

【投資信託】購入時手数料(お申込手数料)に関するご説明

■投資信託のお申込手数料はご購入にあたってご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3.30% (税込) の場合



※投資信託によっては、購入時にお申込手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じたお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお取引される投資信託の手数料率や残存期間については契約締結前交付書面(交付目論見書および補完書面)でご確認ください。

投資信託のお申込みにあたっては、上記のお申込手数料のほか、信託・管理報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は契約締結前交付書面(交付目論見書および補完書面)でご確認ください。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

投資信託のお申込みに際しては、本書面及び投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みになり、契約内容およびリスク・手数料等をご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。

[全ファンド共通事項]

- ・投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、SMBC信託銀行で取扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、元本・利回りの保証はありません。

ファンドの運用に伴う主なリスク	価格変動・市場リスク ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券等の値動きの影響により、投資元本を下回ることがあります。 信用リスク ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券等の発行者の経営・財務内容の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を下回ることがあります。 為替変動リスク ファンドが表示通貨以外の通貨建ての資産に投資する場合、投資対象証券と表示通貨との為替の変動により損失を被ることがあります。また、外貨建ての投資信託の場合、基準価額も外貨建てで表示されるため、外貨建てで元本を上回っていても為替の変動により円換算ベースでは、投資元本を下回ることがあります。 カントリーリスク 投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化により、市場が大きく動き、これにより投資元本を下回ることがあります。また、一般的に、投資対象先が新興諸国市場の場合には先進国市場への投資と比べ、より大きな価格の動きを伴います。 これらのリスクおよび損益は、お客様ご自身のご負担となります。
為替手数料	外貨建ての投資信託を円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円(上限)がかかります。
書面による契約解除(クーリング・オフ)	投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

このページの下記情報は、株式会社SMBC信託銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

【お申込手数料について】

ファンド名	お申込単位	お申込手数料率
ブリオングローブブリッジ・ユニットトラスト－ DMS償還時目標設定型ファンド2103(ゴールドマン・サックス社債投資型) ～愛称Up & Out～	3,000米ドル以上1米セント単位 3,000豪ドル以上1豪セント単位	50万米ドル／豪ドル未満 2.20%(税込) 50万米ドル／豪ドル以上 1.10%(税込)

・SMBC信託銀行における購入時手数料(お申込手数料)は、購入金額にファンドのお申込手数料率を乗じた額とします。

お申込手数料＝購入金額×手数料率

例えば、手数料2.20%(税込)のファンドを100,000米ドルで購入いただく場合は、
お申込手数料＝100,000米ドル×2.20%(税込)＝2,200米ドルとなり、合計102,200米ドルお支払いいただくことになります。

・手数料・信託報酬・その他諸費用の合計額については、保有期間などに応じて異なり、事後に算出される場合や明確に区分できない場合がございますので、事前に確定することができません。なお、当書面に記載のない内容につきましては各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)・請求目論見書にて、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【全ファンド共通事項】

販売会社の概要 ^(※)	商号等	株式会社SMBC信託銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号
	本店所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号
	設立年月	1986年2月
	主な事業	銀行業務・信託業務・登録金融機関業務
登録金融機関業務の内容及び方法の概要	当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において投資信託のお取引等を行う場合は、主に以下の方法により取り扱いいたします。 ・お取引にあたっては、預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。 ・ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引落とします。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。	
連絡先	当行支店・出張所 プレスティアホン インベストメント(通話料無料) 0120-322-522 または、ホームページ https://www.smbctb.co.jp	
加入している金融商品取引業協会	日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
設定投資者保護団体の有無	無	
契約の概要	当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。	
契約の終了事由	ファンドが償還されたとき等	

※より詳細な当行の概要は、店頭に備えるディスクロージャー(開示資料)またはホームページ(<https://www.smbctb.co.jp>)をご覧ください。

【当行の苦情処理措置及び紛争解決措置】

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772 ホームページ https://www.zenginkyo.or.jp/adr/
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005 ホームページ https://www.finmac.or.jp

金融ADR制度(金融商品・サービスに関する紛争等に関し、訴訟に代えて、あっせん・調停・仲裁等当事者の合意に基づき、迅速・簡易・柔軟な紛争等の解決をめざす制度)のもとで、当行は、苦情処理措置および紛争解決措置として、上記の外部機関を利用いたします。投資信託についての商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、お客様は当行連絡先にお申し出いただくか、必要に応じて上記の外部機関もご利用いただけます。

2021 年 02 月